

快適トイレの導入における費用の積算について

1. 快適トイレの設置

- 標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。
- 「快適トイレに求める機能（１）～（６）」及び「付属品として備えるもの（７）～（１１）」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 原則、全ての工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）
- 監督職員は、「快適トイレに求める機能（１）～（６）」及び「付属品として備えるもの（７）～（１１）」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

2. 快適トイレの計上費用

- 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
※¹：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品）を除いた額。
- 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない。）
- ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。
- 運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用：57,000 円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用：30,000 円／基・月